

株式会社中日エムエス 一般事業主行動計画（第3回）

社員が育児をしながら働ける環境をつくることによって、産休育休を取得した社員が職場復帰を果たし、その社員がもつ能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの5年間

2. 内 容

■目標1. 男性の育児休業の取得を促進する

<具体策>

- ・2021年8月～ 男性社員育児休業取得の案内文を作成し、全社に配布する。
男性社員からの出生届を受けて、育児休業取得の意思確認をする。

■目標2. 年次有給休暇 平均取得率50%以上を目指す

<具体策>

- ・2021年4月 前年度の各社員の有給取得日数を事業所管理者へ通達。
- ・2021年9月～ 有給取得が低い社員を把握し、事業所管理者へ取得促進を案内。
有給を取得できるように、シフトの応援体制を整備する。

■目標3. 育児休業社員が職場復帰しやすい環境の整備を実施

<具体策>

- ・eラーニングの制度を導入し、休職中～復帰後も研修を実施。
業務から離れていた社員が復帰し、就業しやすいようにサポートする。